国会事項

衆議院

通知書受領及び通知

三月十四日関口参議院議長から額賀議長宛、参議院は中央選挙管理会委員及び同予備委員を次のとおり指名した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理会委員

古屋　正隆　門山　泰明　城島　光力
佐々木信夫　魚住裕一郎

同予備委員

元宿　仁　井形　厚一　豊原　昭二
島松　洋一　大口　善徳

又同日国会は右のとおり指名した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

議案提出

三月十四日委員長から提出した議案は次のとおりである。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員長提出）

半島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）

又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。

独立行政法人男女共同参画機構法案

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

航空法等の一部を改正する法律案

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案

質問書提出

三月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

インターネット上の不適切な広告に関する質問主意書（八幡愛提出）

対米開戦は誤った国策だったのか否か等に関する質問主意書（長妻昭提出）

答弁書受領

三月十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島田洋一提出欠落した日朝交渉記録をめぐる政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員青山大人提出在外公館におけるＤＶ被害者等邦人保護の対応改善に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明提出戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出トルコ国籍者への査証免除措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出中小企業等事業再構築促進事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出中小企業生産性革命推進事業に関する質問に対する答弁書

報告書受領

三月十四日内閣から次の報告書を受領した。

独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく令和七年行政執行法人の常勤職員数に関する報告

参議院

議案提出

三月十四日内閣から次の議案が提出された。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

議案受領（予備審査）

三月十四日内閣から次の議案が送付された。

独立行政法人男女共同参画機構法案（閣法第五二号）

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第五三号）

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

航空法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案（閣法第五六号）

議案付託

三月十四日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）

総務委員会に付託

議決通知

三月十四日本院は、中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

記

中央選挙管理会委員

古屋　正隆
門山　泰明
城島　光力
佐々木信夫
魚住裕一郎

同　予備委員

元宿　仁
井形　厚一
豊原　昭二
島松　洋一
大口　善徳

答弁書受領

三月十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員柳ヶ瀬裕文提出ねんきん定期便に記載されている老齢厚生年金額が実際の受給金額より少ない可能性等に関する質問に対する答弁書（第五一号）

通知書受領

三月十四日衆議院議長から、国会は中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

記

中央選挙管理会委員

古屋　正隆
門山　泰明
城島　光力
佐々木信夫
魚住裕一郎

同　予備委員

元宿　仁
井形　厚一
豊原　昭二
島松　洋一
大口　善徳

報告書受領

三月十四日内閣から、独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく令和七年行政執行法人の常勤職員数に関する報告を受領した。

参議院規則の一部改正

三月十四日本院は次のとおり参議院規則の一部を改正した。

参議院規則の一部を改正する規則

参議院規則の一部を次のように改正する。

第百八十六条第二項中「出席」の下に「（情報通信技術を利用する方法による出席を含むものとする。）」を加える。

参議院憲法審査会規程の一部改正

三月十四日本院は次のとおり参議院憲法審査会規程の一部を改正した。

参議院憲法審査会規程の一部を改正する規程

参議院憲法審査会規程の一部を次のように改正する。

第十八条中「出席」の下に「（情報通信技術を利用する方法による出席を含むものとする。）」を加える。